

**第5条** 級別資格基準表は、試験欄の区分に応じて適用するものとする。

2 級別資格基準表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じ同表において別に定めるもののほか、初任給、昇格、昇給等の基準（昭和44年人事院規則9—8。以下「人事院規則」という。）学歴免許等資格区分表に定める区分に準ずるものとする。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格の区分によることがその者に有利である場合には、その区分によることができる。

3 第1項の規定によつて適用される級別資格基準表の試験欄に対応する学歴免許欄に掲げる最も低い学歴免許等の資格の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員の学歴免許欄の区分は、その最も低い学歴免許等の資格の区分とする。

**第6条** 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、前条第2項の規定の適用に当つて用いたその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 職員の前条第2項の規定の適用に当つて用いた学歴免許等の資格を取得した時以後における経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第3）の定めるところにより経験年数として換算することができる。

**第7条** 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等の資格に対しては人事院規則修学年数調整表を準用し同表に規定する加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、級別資格基準表において別に定めるもののほか、前条の規定によるその者の経験年数にその加える年数又は減ずる年数を加減した年数とする。

## 第2章 初任給

**第8条** 新たに職員となる者の職務の級は、次の各号のいずれか一の基準により決定するものとする。

(1) その者の職務の級を次に掲げる職務の級に決定しようとする場合はその決定につきあらかじめ町長の承認を得ること。

ア 行政職給料表の職務級 6級、5級、4級、3級、2級

イ 医療職給料表の職務級 5級、4級、3級

(2) その者の職務の級を前号に掲げる職務の級以外の職務の級に決定しようとする場合は、その決定しようとする職務の級について級別基準表に定める資格を有すること。ただし、第14条に該当する者について、部内の他の職員との均衡上必要があると認める場合であらかじめ町長

の承認を得たときは、同表に掲げる必要経年数の8割以上10割未満の年数をもって同表の必要経年数とすることができる。

(初任給基準表)

**第9条** 初任給基準は、別表第4初任給基準表によるものとする。

**第10条** 初任給基準表は、試験又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄を適用するものとし、同表の学歴免許欄の区分の適用については、職員の資格に応じ同表において別に定めるもののほか、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(号俸決定の特例)

**第27条** 初任給基準の改正に伴い新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、あらかじめ町長の承認を得てその者の号俸を上位に決定することができる。

(給料の訂正)

**第28条** 職員の給料の決定に誤りがあり任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ町長の承認を得たときは、その訂正を将来にむかつて行うことができる。

別表第3（第6条第2項関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
<b>国家公務員</b> <b>地方公務員</b> <b>公共企業体職員</b> <b>政府関係機関職員</b>	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
兵役期間（引き続き海外によく留されていた期間を含む）	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能、労務等の職務で関係があると認められるもの	5割以下	
	その他のもの	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は「5割以下」とすることができる。

備考

- 1 等級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定をした場合は、その定によるものとする。
- 2 教育職員については、本表に掲げる換算率の「2割5分以下」を「5割以下」として適用することができる。

別表第4（第9条関係）

その1 行政職給料表初任給基準表

採用区分	学歴免許	初任給
正規の試験	大学卒	1級25号俸
	短大卒	1級15号俸
	高校卒	1級5号俸
その他	別に定める	別に定める

その2 医療職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2級11号俸
助産師	短大3卒	2級5号俸
看護師	短大3卒	2級5号俸
	短大2卒	2級1号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号俸

備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2のその2 医療職給料表級別基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の「短大2卒」の区分に対応する初任給欄の号俸を2級9号俸とする。

## 経験年数決定基準

経験の種類	規則の規定		適用換算率			備考
	職員の職務との関係	換算率	正職員	臨時職員	非常勤・パート等	
公務員としての在職期間 (国家、地方、公共企業、政府関係機関)	職務の種類が類似しているもの	10割以下	10割	10割	8割	看護師、保育士等任用される際の職務・職責と同じ職務を、類似しているものとする。
	その他のもの	8割以下	8割	8割	5割	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	10割	10割	8割	看護師、保育士等資格に基づく職務によるものを直接関係があるものとする。
	その他のもの	8割以下	8割	8割	5割	
兵役期間						
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下		2割5分		正規の修学期間を履修した場合に限る。
	教育、医療、海事、研究等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下		10割		
	技能、労務等の職務で関係がある認められるもの	5割以下		5割		運転手、調理人等で自らが営んでいた期間
	その他のもの	2割5分以下		2割5分		自営業、家事従事等の期間であり、無職期間は含まないものとする。

(省略)

※「臨時職員」とは、1週間の労働時間が正規職員と同様であるものをいう。また、短期契約であっても同様とする。

※「非常勤・パート等」とは、1週間の労働時間よりも少ないものをいう。

# 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準) (抜粋)

昭和四十四年人事院規則九一八

人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の全部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 標準職務(第三条・第四条)

第三章 削除

第四章 新たに職員となつた者の職務の級及び号俸(第十一条—第十九条)

第五章 昇格及び降格(第二十条—第二十四条の二)

第六章 初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動(第二十五条—第三十三条)

第七章 昇給(第三十四条—第四十一条)

第八章 降号(第四十二条)

第九章 特別の場合における号俸の法定(第四十三条—第四十五条)

第十章 総則(第四十六条—第四十九条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 給与法第六条第三項の規定による職務の級又は指定職俸給表に定める号俸についての標準的な職務の内容、給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者(以下「各庁の長」という。)がその所属の職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の職務の級及び号俸を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 給与法第六条第一項の俸給表(以下「俸給表」という。)のうちいずれかの俸給表の適用を受ける者をいう。
- 二 昇格 職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 降号 職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。
- 五 採用試験 規則八一—八(採用試験)第一条第一項に規定する採用試験(規則八一—八第三条第四項に規定する経験者採用試験(以下「経験者採用試験」という。)を除く。)をいう。
- 六 総合職(院卒) 国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)をいう。
- 七 総合職(大卒) 国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)をいう。
- 八 一般職(大卒) 国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)をいう。
- 九 一般職(高卒) 国家公務員採用一般職試験(高卒程度試験)及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十 専門職(大卒一群) 次に掲げる採用試験(平成二十四年二月一日以後に告知された試験に限る。次号及び第十二号において同じ。)をいう。
  - イ 国税専門官採用試験
  - ロ 労働基準監督官採用試験
- 十一 専門職(大卒二群) 次に掲げる採用試験をいう。
  - イ 皇宮護衛官採用試験(大卒程度試験)
  - ロ 法務省専門職員(人間科学)採用試験
  - ハ 外務省専門職員採用試験
  - ニ 財務専門官採用試験
  - ホ 食品衛生監視員採用試験
  - ヘ 航空管制官採用試験
  - ト 海上保安官採用試験
- 十二 専門職(高卒) 次に掲げる採用試験をいう。
  - イ 皇宮護衛官採用試験(高卒程度試験)
  - ロ 刑務官採用試験
  - ハ 入国警備官採用試験
  - ニ 税務職員採用試験
  - ホ 航空保安大学校学生採用試験
  - ヘ 気象大学校学生採用試験
  - ト 海上保安大学校学生採用試験
  - チ 海上保安学校学生採用試験
- 十三 I種 国家公務員採用I種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十四 II種 国家公務員採用II種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十五 III種 国家公務員採用III種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十六 A種 平成二十四年二月一日前に告知された国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験並びに国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- 十七 B種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

第二章 標準職務

(標準職務)

# 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)

第三條 給与法第六條第三項に規定する職務の級又は指定職俸給表に定める号俸の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定める標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級又は号俸に分類されるものとする。

## 第四條 削除

### 第三章 削除

## 第五條 削除

## 第六條 削除

## 第七條 削除

## 第八條 削除

## 第九條 削除

## 第十條 削除

### 第四章 新たに職員となつた者の職務の級及び号俸

(新たに職員となつた者の職務の級)

第十一條 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定められる初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合に於ては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、前二項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段(特別の事情がある場合には、同項)の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときは、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときに於ては人事院の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第十七条各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続き職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(新たに職員となつた者の号俸)

第十二條 新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 前条第二項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員(以下この号において「経験者試験採用者」という。)各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸(職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸)

三 前二号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号俸

イ 前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められている職員 当該号俸

ロ 前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十三条第一項又は第二十四条の第二第一項の規定により得られる号俸

四 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員(二号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級の最低の号俸

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(前項二号に掲げる職員を除く。)の号俸については、同項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十三條 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に依り、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者

二 前号に該当し、その後人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事院の定めこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者及び採用試験の結果に基づいて行政執行法人に勤務する者となり、引き続き当該者として勤務した後、引き続き職員となつた者

3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限り。)の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。この場合において、「総合職(院卒)」、「総合職(大卒)」又は「専門職(大卒一群)」の区分によつたときは、その旨を人事院に報告するものとする。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第三に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第十四條 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認める

## 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)

- 1 職種欄の「准看護師」の区分に対応する学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時(保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

### ヨ 福祉職俸給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
生活支援員 職業指導員 就労支援員 心理判定員 精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員 医療社会事業専門員 児童自立支援専門員 児童指導員	大学卒	1級21号俸
児童生活支援員 保育士	短大卒	1級11号俸
介護員	短大卒	1級11号俸
	高校卒	1級1号俸

### 備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。
- 2 前項に規定する者で人事院が定めるものに第15条第1項の規定を適用する場合には、同項第3号に定める経験年数から人事院の定める年数を減じた年数をもって、同号の経験年数とする。

別表第三 学歴免許等資格区分表(第十三条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安大学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格



人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)

三 短大1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
一 高校専 攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
3 高 二 高校3 校卒 卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
三 高校2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
4 中 学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学位に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第四 経歴年数換算表(第十五条の二関係)

経歴	換算率	
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)	100/100以下	
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合及び教育職俸給表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100以下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事院が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事院が別に定める。

別表第五 経歴年数調整表(第十五条の二関係)

学歴免許等の区分				学歴区分(乙)												
学歴区分(甲)	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	+9年	-1年	+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年

人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について (抜粋)  
(昭和44年5月1日給実甲第326号)  
(人事院事務総長発)

最終改正:平成26年6月11日—給実甲第1173号

人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について下記のとおり定めたので、昭和44年5月1日以降これによってください。

なお、これに伴い、給実甲第144号(昇給の運用について)、給実甲第145号(初任給、昇格等の運用について)および給実甲第202号(初任給の基準の改正に伴う在職者の号俸の決定について)は廃止します。

記

第1条関係

「別に定める場合」とは、給与法の一部改正に伴い制定される俸給の切替え等に関する人事院規則で規定する場合等をいう。

第2条関係

1 第9号の「相当する採用試験」とは、平成26年5月30日前に告知された次の試験をいう。

- (1) 国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)
- (2) 国家公務員採用一般職試験(社会人試験(係員級))

2 第13号から第17号までの「相当する採用試験」とは、平成24年2月1日前に告知された次の試験をいう。

一 国家公務員採用Ⅰ種試験に相当する採用試験

- (1) 外務公務員採用Ⅰ種試験
- (2) 国家公務員採用上級甲種試験
- (3) 外務公務員採用上級試験
- (4) 青少年矯正職員・保護観察職員採用上級甲種試験
- (5) 国立学校図書専門職員採用上級甲種試験

二 国家公務員採用Ⅱ種試験に相当する採用試験

- (1) 法務教官採用試験
- (2) 外務省専門職員採用試験(昭和60年3月1日以後に告知された試験に限る。)
- (3) 航空管制官採用試験(昭和60年3月1日以後に告知された試験に限る。)

三 国家公務員採用Ⅲ種試験に相当する採用試験

- (1) 皇宮護衛官採用試験
- (2) 刑務官採用試験
- (3) 入国警備官採用試験
- (4) 航空保安大学校学生採用試験
- (5) 海上保安大学校学生採用試験
- (6) 海上保安学校学生採用試験

注

- (1) 調整年数欄の「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
  - (2) 「その他の資格」は、電波法施行令(平成13年政令第245号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。
- 3 次に掲げる規定の「人事院が別段の定めをした場合」については、前2項に定めるもののほか、給実甲第327号(免許所有者の経験年数の取扱いについて)に定めるところによる。
- (1) 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第3項の規定
  - (2) 行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項の規定
  - (3) 専門行政職俸給表初任給基準表の備考第2項の規定
  - (4) 医療職俸給表(一)初任給基準表の備考の規定
  - (5) 医療職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項の規定
  - (6) 医療職俸給表(三)初任給基準表の備考第2項の規定
- 4 教育職俸給表(一)初任給基準表の学歴免許等欄、教育職俸給表(二)初任給基準表の学歴免許等欄及び同表の備考並びに研究職俸給表初任給基準表の学歴免許等欄並びに同表の備考第1項、第3項及び第6項の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。
- 5 福祉職俸給表初任給基準表の職種欄の「生活支援員」、「職業指導員」、「就労支援員」、「心理判定員」、「精神障害者社会復帰指導員」、「医療社会事業専門員」及び「介護員」については、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 「生活支援員」とは、入所者の社会適応に必要な生活指導及び訓練の業務に従事する職員をいう。
  - (2) 「職業指導員」とは、入所者の職業的更生のための職能指導及び訓練の業務に従事する職員をいう。
  - (3) 「就労支援員」とは、入所者の職能的評価判定並びに求職活動及び就職後の職場への定着に必要な助言及び指導の業務に従事する職員をいう。
  - (4) 「心理判定員」とは、入所者に対する心理的評価判定及び心理的更生指導の業務に従事する職員をいう。
  - (5) 「精神障害者社会復帰指導員」とは、精神障害を有する入所者の社会適応に必要な生活指導及び訓練の業務に従事する職員をいう。
  - (6) 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員をいう。
  - (7) 「介護員」とは、入所者の介護及び介護に関する指導の業務に従事する職員をいう。

学歴免許等資格区分表関係

- 1 学歴免許等資格区分表の「学歴免許等の資格」欄の「上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格」は、同表の「学歴免許等の区分」欄の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

- 2 学歴免許等資格区分表の大学卒の欄第3号の「専門職大学院専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。
- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者の実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業(修学年数4年)は3年制の高等学校の卒業と、大学の通信教育の課程の修了は、4年制の大学の卒業として取り扱う。
- 4 次の各号に該当する者の学歴免許等の資格の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 学校教育法による大学の2年制の課程を修了した者及び同法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者については、「短大2卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
  - 二 次に掲げる者については、それぞれ次に定める学校の卒業者又は修了者に準じて取り扱うことができる。
    - (1) 学校教育法第57条、第90条第1項(平成13年法律第105号による改正前の学校教育法第56条を含む。)又は第91条第2項の規定により同法による中学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業者又は修了者と同等の資格を有すると認められている者((2)に該当する者を除く。)それぞれ当該学校
    - (2) 学校教育法第90条第2項に規定する大学が同項の規定により当該大学に入学させた者 高等学校
  - 三 学校教育法による専修学校の卒業の資格(学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。)を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、(1)、(2)、(4)又は(5)にあつては680時間以上、(3)又は(6)にあつては800時間以上のものに限る。
    - (1) 修業年限3年以上の専門課程の卒業者 「短大3卒」の区分
    - (2) 修業年限2年以上の専門課程の卒業者 「短大2卒」の区分
    - (3) 修業年限1年以上の専門課程の卒業者 「高校専攻科卒」の区分
    - (4) 修業年限3年以上の高等課程の卒業者 「高校3卒」の区分
    - (5) 修業年限2年以上の高等課程の卒業者 「高校2卒」の区分
    - (6) 修業年限1年以上の高等課程の卒業者 「中学卒」の区分
  - 四 学校教育法による各種学校の卒業の資格(学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。)を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
    - (1) 「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上の課程の卒業者 「短大2卒」の区分
    - (2) 「中学卒」を入学資格とする修業年限3年以上の課程の卒業者 「高校3卒」の区分